

全肢長通信

令和4年度 第5号
(不定期発行)

令和5年3月24日 発行



会長 伴 光明

(都立多摩桜の丘学園)

コロナ第5類へ 新しい・新しい生活様式

弥生三月、風光る時期。この13日に、近年続いてきたマスク着用について転換点を迎えました。こここのところ、全国的な感染者数の報告も低減傾向が続いています。ただ、3年間染み込んだ習慣が変えにくいことに加え、花粉症シーズンの只中でもあり、急にはマスクが外せない、という方も多いようです。



文部科学省からは、3月17日に「**新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)**」が発出され、学校教育活動において制限されていた歌唱や器楽、調理などの活動を行う場合に留意すべき具体的な感染対策が示されました。保護者や児童生徒の皆さんは新年度の授業への期待が膨らんでいることと思います。

その一方で、肢体不自由特別支援学校のほとんどの校長先生方は、新年度の4月から、あるいは感染症法上の分類が変わる5月以降の感染症対策をどうしたものか、とお悩みのことでしょう。

社会全体がマスクを外す生活に向かっていくことは間違いありません。保護者や地域の信頼を得て前進していくために、先の通知と合わせて公表された「**学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.4.1 Ver.9)**」から、留意すべき点を見出していこうと思います。

このマニュアルでは様々なデータとともに、基本となる考え方を述べています。改訂前のバージョン(2022.4.1 Ver.8)と比較しながら見ていきます。

「第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」(Ver.9 18ページ)を見てみましょう。ページ中ほど、前文の最終段落では、冬季の加湿の有効性を述べる中でVer.8では「**マスク着用している場面が多いことなどに鑑み**」と記載されていたものが、今回の**Ver.9では見当たらなくなっています**。また、同じページの下部の表で「必要な持ち物」であった**マスクには、Ver.9では(必要に応じて)**という**注釈が付き**ました。「**学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする**」考え方がマニュアルの全編を通して貫かれています。このことを十分理解していくことが大切かと思われます。

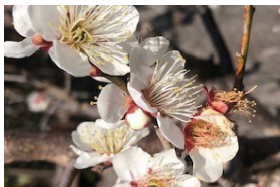
次ページの「(1)感染源を絶つこと」の「①」についても同様に比較すると、児童生徒や教職員に登校しないように求めていた症状の例示がVer.8では「**発熱や咳等の症状がある場合**」であったものが、Ver.9ではそれらに「**咽頭痛**」「**普段と異なる症状**」が**加わりました**。この点は理解を促すように強調していくことが必要となりそうです。

今回通知で例示された様々な学習活動の実施に当たっての留意事項としては**常時換気、換気状況の計測、大声を出さない、という3点が繰り返し**述べられています。Ver.9では、32ページに1,000ppmが換気状況の目安となることが明記されています。Co2モニターを設置している場合、定期的あるいは計画的に記録する習慣を業務としていくべきでしょう。



肢体不自由特別支援学校においては「4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等」(39ページ)については、Ver.8から引き続き丁寧に対応していくことが大切です。ただしVer.9では前述したようにマスクの着用を求めないことを基本とする考え方で書かれています。最新版のマニュアルであるVer.9による対応を基本としつつ、個別の判断が必要な児童生徒の場合に、令和2年12月の「**医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に置ける留意事項(改訂版)**」を参考にして対応していく、という考え方になります。

Ver.8とVer.9で記載上の大きな変化はありませんが、主治医の見解や校医の助言を得て判断していくことですので、**状況が変わった場合には新たに相談や説明が必要**となります。主治医への相談の場合には保護者が学校の状況を伝えなくてはならないため、予めよく御理解いただくような説明をさせていただきます。



今回の通知およびマニュアルVer.9を見ていくと、「学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする」ことが前提として書かれていることがよく読み取れました。小学校・中学校・高等学校等はそのように動いていきます。その理解に立った対応が特別支援学校にも期待されていることを感じます。障害の特性に応じた配慮をしつつ、感染対策として空間や換気を整え、マスクは必要な場面ですつけるもの、ということをご体得させていく指導が望まれるようになるのです。一気に進めるのか、徐々に、段階的に進めるのか、学校設置者である自治体、教育委員会の示すガイドライン等によりつつ、校長先生がご判断され、学校が説明していくこととなります。お互い、がんばりましょう。

この「説明」について、私がかねがね思っているのは「説得」とはちょっと意味合いが違う、ということです。理論だけでなく情緒的にも共感を得ることが大切で、対話力が問われるものだと思っています。難しいことですが、相手の疑問や不安を軽減するように、説明を尽くしたいと心がけています。これから始まる生活が希望のあるものだ、と児童・生徒、保護者に思ってもらえるように、それぞれ知恵を絞ってまいりましょう。

(参考)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.9

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項(改訂版)

https://www.mext.go.jp/content/20201209-mxt_tokubetu01-000007449_01.pdf

特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について(通知)

https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

衛生管理マニュアル Ver.8

https://www.mext.go.jp/content/20220404-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf

ご多幸を祈念いたします

今年度末をもって御退職される校長先生・他種別校に転出される校長先生方

長きにわたり全肢長会の活動に御協力をいただきありがとうございました。

今後も肢体不自由特別支援学校への御支援を賜りますようお願いいたします。